

[各論Ⅰ]成長力強化重視の 2020年度税制改正

片桐 正俊

東京通信大学教授・中央大学名誉教授

2020年度税制改正の特徴

2020年度税制改正は、ベンチャー企業や高速移動通信規格5Gなどへの投資を促す成長力強化の企業減税に重点を置き、少額投資非課税制度(NISA)の見直しや未婚のひとり親への寡婦(夫)控除の適用拡大等で個人減税にも多少配慮したものの、全体として、またも抜本改革素通りの小型の税制改正となった。

では、2020年度税制改正は、何故このような小型の税制改正になってしまったのか。それは、自民・公明の与党税調が、消費税率が2019年10月から10%に引き上げられたばかりであり、また2020年から給与所得控除の上限引下げが始まり、中所得層の負担増も避けられなくなったこともあり、個人段階の負担増が続くため、不安定化してきている景気への悪影響を恐れ、さらに早ければ2020年中にも予想される衆議院選挙にとって明らかに不利な増税を伴うような抜本的税制改正を、封印してしまったからである。

しかし、政府が全世代型社会保障の推進方針を打ち出しながら、社会保障と税財政の一体改革に本腰を入れず、そのための抜本改革で税制の財源調達機能と所得再分配機能の強化を図らなければ、2025年度に設定した基礎的財政収支黒字化の財政再建目標も達成は無理であり、債務は一層累積していく、また経済的格差も拡大していくこ

とになろう。

では、上述のような成長力重視の改正を、2020年度税制改正の目玉に据えたのは何故か。それは、三本の矢に示されるアベノミクスを経済再生相として推進した経験のある甘利明氏が2019年9月に自民党税制調査会長に就任し、2020年税制改正を主導し、経済成長力強化のための政策減税を打ち出したことによる。すなわちその目玉政策として、大企業が内部留保の一部を活用してベンチャー企業に出資した場合の減税措置を新設した。また5Gの整備は米中に大きく遅れを取っていることから、それは日本経済の国際競争力や経済的安全保障の低下を招くとの危機感に立って、5Gの通信網の整備を加速させる法人税減税を行うことになった。

さて、以下では紙幅の関係で2020年度税制改正の国税に関する主なポイントについて検討する。法人税に関しては、オープンイノベーション促進税制の新設、設備投資や賃上げに消極的な企業への税優遇要件の厳格化、大企業の交際費特例の廃止、第5世代(5G)移動通信システム導入促進税制の創設、連絡納税制度のグループ通算制度への移行、企業の節税対策の規制について検討する。

個人所得課税に関しては、確定拠出年金(DC)制度の拡充、一般NISAの2階建て制度への移行、未婚のひとり親への寡婦(夫)控除の適用拡大について検討する。

主な法人課税の改正

(1)イノベーション強化に向けた法人課税の改正

1)オープンイノベーション促進税制の新設

アベノミクスの三本の矢の1つである成長戦略が成果を上げていない。法人税率を引き下げ、政府が投資の拡大と賃金の引上げを呼びかけてきたにも関わらず、企業は積極的には応えず、内部留保は7年続けて積み上がり、2018年度には過去最大の463兆円にも達している。企業がため込んだこの内部留保の一部を活用し、技術革新や経済の好循環につなげ、経済成長を強化する狙いで、2020年度税制改正の目玉にされたのが、オープンイノベーション促進税制の新設である。

それは、革新性を持つベンチャー企業に投資する企業に、2年間法人税軽減の優遇措置を取るものである。具体的には、大企業グループに属さない、設立後10年未満で非上場のベンチャー企業に出資した大企業や中小企業に、出資額の25%を所得控除できるようにする。その際、5年内に出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みにする。

法人税軽減の優遇を受けられる出資額の条件は、資本金1億円以上の大企業は1件当たり1億円以上、中小企業は1000万円以上、海外企業への出資は5億円以上となる。

ただ、出資額の条件はこのように明確化されているにしても、本当に法人税軽減の優遇を受けるにたる技術革新への投資を判断する基準が不明瞭なため、その実効性が懸念され、2年間で目に見える成果を上げられるのか疑問ではある。

なお、オープンイノベーション促進税制新設の財源は、次の2)や3)のように、これまで期待されたほどの効果を上げていない大企業への租税特別措置に対する適用要件を厳格化または廃止することによって調達することにした。これは当然のことであろう。

2)設備投資や賃上げに消極的な企業への

税優遇要件の厳格化

収益拡大にも関わらず投資や賃上げに消極的な大企業に対し、研究開発税制などの適用要件を、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の現行1割超から3割超に厳格化する。

3)大企業の交際費特例の廃止

景気対策の一環として、2014年度税制改正において、資本金1億円以上の大企業も交際費の50%まで損金算入できる特例ができた。しかし、交際費減税に見合う消費刺激効果に乏しいとの判断から、資本金の額等が100億円を超える大企業に限り、2019年度末で交際費特例は廃止されることになった。

(2)第5世代(5G)移動通信システム導入促進

税制の創設

2020年度からの時限措置として、超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備及びローカル5Gの整備に係る一定の投資について、15%の税額控除又は30%の特別償却ができる税制を創設する。

5Gは、現在の4Gより数10～100倍高速で大量のデータ通信が可能で、次世代産業の国際競争力や国の安全保障の強化の点で不可欠であるが、米国、中国、韓国に比べ、その整備が遅れているとの認識の下に、5G導入促進税制の創設を、経済成長力強化を基本方針とする2020年度税制改正のもう1つの目玉とした。

(3)連結納税制度のグループ通算制度への移行

2002年度税制改正で創設された現行の連結納税制度は、企業グループ全体を1つの納税単位とするもので、親会社と子会社間で黒字と赤字を相殺し、企業グループ全体の税負担を軽減できる。この現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制度に移行する。

今まででは法人税の計算が1社でも間違いがあれ

ばグループ全体で計算し直さねばならなかったのが、この制度移行によって当該1社のみの修正で済むようになり、全体の事務負担がなくなる。

(4)企業の節税対策の規制

親企業が買収後10年以内の子会社から受けける配当等の額が、株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げる規制を設けることになった。こうすれば子会社の簿価と実際の価値が同じになるので、仮に子会社を売却しても、親会社は税務上の赤字を意図的に作り出して、法人税負担を逃れることはできなくなる。

こうした新規制は、ソフトバンクグループ(SBG)が行った、次のような大きな節税行為を意識しての対抗措置である。SBGは、2018年に傘下のアームHDから、その中核子会社アーム・リミテッドの株式の75%を配当としてほぼ非課税で取得した。SBGは、価値の大きく下落したアームHD株の80%弱をSBG傘下のソフトバンク・ビジョン・ファンドなどに売却して、意図的に赤字(アームHD株の簿価と配当である目減りした時価との差による評価損)を発生させ、その上で別の事業部門の黒字と相殺し、SBGの法人税負担を大幅に軽減したのである。

主な個人所得課税の改正

(1)老後の資産形成支援税制

2019年6月に金融庁の審議会が夫婦の老後資金は公的資金だけでは約2000万円不足すると試算した報告書を出した。これが老後の資産形成への関心を高めることになり、2020年度税制改正でも若者の老後に備えての自助努力を後押しする税制措置を取ることになった。1つは、確定拠出年金(DC)制度の拡充であり、もう1つは、少額投資非課税制度(NISA)の見直しである。それを図で示したのが、図1の上図と下図である。

1)確定拠出年金(DC)制度の拡充

高齢者の就労を背景に、確定拠出年金(DC)制度の拡充が図られる。私的年金制度であるDCには企業型と個人型(イデコ)があり、掛け金や運用益が非課税である。2020年度税制改正により、図1の上図に示されるように、個人型DC(イデコ)を会社員が使いやすくなる。

2020年度税制改正の1つの柱は、DCの掛け金の拠出期間を延長することである。企業型DCは現行の65歳から70歳に、個人型DCは現行の60歳から65歳まで延ばす。税制改正のもう1つの柱は、これまで勤め先で企業型に加入する会社員はイデコの利用が難しかったが、企業型とイデコを合わせた掛け金が計5.5万円ならば、全ての会社員がイデコに入れるようにすることである。

このようなDCの非課税枠拡充措置は、もちろん老後の私的年金の受取りを手厚くすることを期待してのものではあるが、そう単純に楽観はできない。企業型DCは高コストの投信が多く、商品入れ替え手続きも遅いため、老後の資産形成に不利な状態が改善されないで続いている、また企業間での選べる商品の格差も大きく老後の資産形成にも格差が生じる恐れが大である。

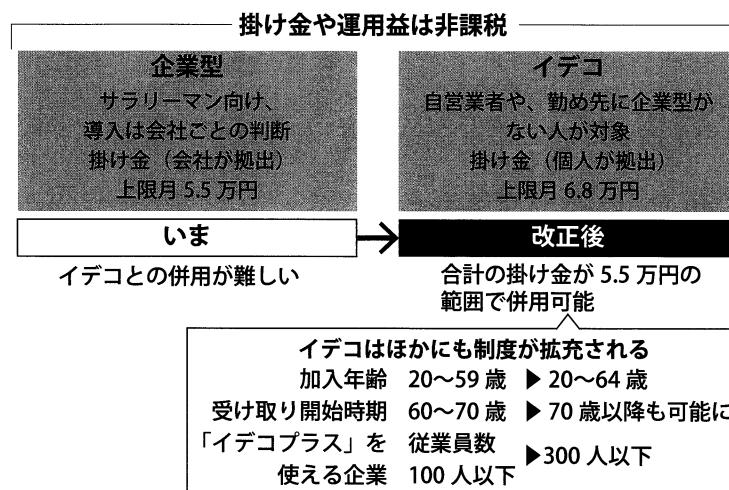
2)一般NISAの2階建て制度への移行

図1の下図に示されるように、現在の一般NISAは、2023年まで120万円を上限に5年間株式や投資信託に投資でき、配当や売却益が5年で600万円非課税となるが、2024年に新NISAに移行する。新NISAは、リスクの低い投資信託などに对象を限定する年間最大20万円の積立枠(1階部分)と株式などに投資できる年間最大102万円の投資枠(2階部分)の2階建てとなる。これによって配当や売却益が5年間非課税で、合計610万円の非課税枠となり、安定した資産形成につながるとの期待が込められている。

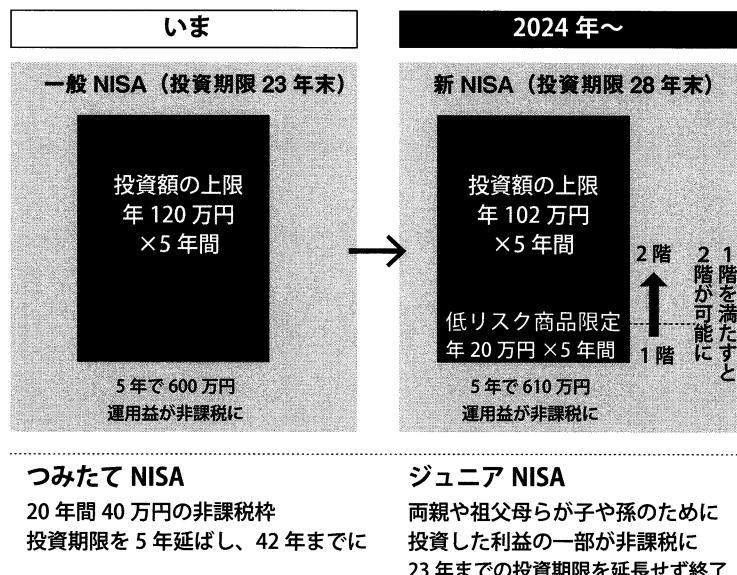
さらに、現在のつみたてNISAは年間40万円を上限に、運用益が20年間非課税で、投資期限は2037年までとなっているが、期限を2042年まで5年間延長し、2023年までに投資を始めた人は20

図1 老後の資産づくりを税制面から促す仕組みが強化される

- 個人型の確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」を会社員が使いやすくなる



- 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」では低リスク商品への投資を促す



(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2019年12月13日付。

年間非課税で積み立てられるようにする。そして新NISAと積み立てNISAは選択制とする。

なお、両親や祖父母らが子や孫のために投資した利益の一部が非課税となるジュニアNISAについては、創設した2016年以来利用が伸び悩んでいるため、延長せずに2023年末で終了することになった。利用の伸び悩みの背景に18歳までの払い出し制限があるが、その制限は撤廃される。

以上のNISA制度の見直しに関しては2つ問題がある。1つは、図1下図に見られる2023年まで

の現行3種類のNISAであれ、2024年以降の新NISAであれ、制度が複雑で分かりにくい。もう1つは、一般NISA、それを見直した新NISAのいずれも、非課税期間が5年で、老後の資産作りには時間がかかることを考えると、非課税期間が短すぎるのではないか。

(2)未婚のひとり親への寡婦(夫)控除の適用拡大

婚姻歴のあるひとり親は、所得税や住民税の負担が軽減される寡婦(夫)控除の対象であるが、婚

図2 未婚のひとり親も「寡婦(夫)控除制度」の対象に加わる

いま			税制改正後	
		女性	男性	→
離婚や死別		寡婦控除制度の対象	所得 500万円以下 ならば寡夫 控除制度の対象	
年間所得金額	500万円以下	所得控除額 35万円	所得控除額 27万円	
	500万円より高い	所得控除額 27万円	—	
未婚			寡婦(夫)控除制度の対象外	

(出所)『朝日新聞』(朝刊) 2019年12月13日付。

姻歴のないひとり親は対象外となっている。この格差を巡り、2019年度税制改正大綱の作成過程では、未婚のひとり親にも寡婦(夫)控除を適用拡大して格差をなくすことを主張する公明党と未婚の出産を助長することになり伝統的な家族観に背くとして格差縮小に反対する自民党の意見が対立して、結論は2020年度税制改正に先送りされていた。2020年度税制改正では、自民党が折れる形で、図2のような制度改正となった。

対象となるのは、年収678万円(所得金額500万円)以下のひとり親で、子ありの寡夫も子ありの寡婦も同額に所得税で35万円、住民税で30万円の所得控除が受けられるようになる。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある、事実婚者は寡婦(夫)控除の対象外となる。加えて、現在は男性にだけある年500万円の所得制限を女性にも適用し、税負担の男女差をなくす。

なお、配偶者と離婚ないし死別し子供以外の扶養者のいる寡婦には、現在所得税27万円、住民税26万円の所得控除が認められているが、この制度を寡夫や未婚者にも拡充するのかといった問題は未解決のまま残っている。

取り組まれるべき抜本的税制改革

2020年度税制改正の基本的考え方は、成長力強化が主眼で、財政健全化の視点が見えない。急速に進む少子・高齢化に対応しての社会保障費の膨張圧力が甚だしいが、それを支える財源確保の議論を全く封印している。消費税率を10%に引き上げたばかりで、景気に配慮して増税の議論を封印しただけである。消費増税を含めた社会保障と税の一体化改革と財政健全化の議論は避けてはならない。それには所得税の抜本改革の議論も先送りせずに取り組まねばならない。所得税は抜本改革によって財源調達機能と所得再分配機能の2つを回復させることが長年の課題になっている。とりわけ、フリーランスや兼業・副業の増加等働き方の多様化に対応した所得控除や人的控除のあり方の見直し、20年勤務するかどうかで控除額に大きな差のつく退職金課税の見直し、富裕層の優遇につながっている金融所得課税の見直し等が喫緊の検討課題となっている。

(かたぎり まさとし)